

## 第 369 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 369 回三木市議会（令和 4 年 2 月 25 日開会）に提出する議案 24 件（条例関係 10 件、新年度予算関係 7 件、補正予算関係 5 件、その他 2 件）の概要は次のとおりです。

### 1 条例関係

#### (1) 第 1 号議案 三木市部等設置条例の一部を改正する条例の制定について (企画政策課)

##### ア 改正理由

デジタル技術を活用した市民サービスの更なる向上をめざし、行政手続のオンライン化を進めるとともに、押印廃止による市民の負担軽減及び利便性の向上並びにデジタル社会に対応した適正な文書管理及び情報公開を進めるに当たり、これらを一体的かつ全庁的に推進する必要があることから、総合政策部にデジタル推進課を新設するとともに、総務部総務課文書・統計係を総合政策部企画政策課に移管する。

##### イ 改正内容

文書及び情報公開に関する事務を総務部から総合政策部に移管する。

##### ウ 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

#### (2) 第 2 号議案 三木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について (総務課)

##### ア 改正理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」第 50 条において「個人情報の保護に関する法律」が一部改正され、これまで別に定められていた「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が「個人情報の保護に関する法律」に統合されたことに伴い、三木市個人情報保護条例を改正する必要があるため。

##### イ 改正内容

廃止される「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の条項を引用する規定を改正後の「個人情報の保護に関する法律」の条項を引用する規定に改める。

##### ウ 施行期日

令和4年4月1日

**(3) 第3号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例及び三木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）**

ア 改正理由

新型コロナウイルスの感染防止への対応として、テレワーク等を推進し、デジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、行政手続における押印を見直したため、所要の改正を行う。

イ 改正内容

(1) 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正

新たに職員となった者が服務に際して任命権者に提出する宣誓書について、捺印を廃止する。

(2) 三木市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

一連の審査の手続きにおいて、納税者等に求めている押印を廃止する。

ウ 施行期日

令和4年4月1日

**(4) 第4号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）**

ア 改正理由

「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」に係る人事院規則の改正に準じて、職員の育児休業等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

非常勤職員の育児休業及び育児部分休業の取得要件を緩和し、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置及び勤務環境の整備に関する措置を追加する。

ウ 施行期日

令和4年4月1日

**(5) 第5号議案 三木市市民活動支援条例の一部を改正する条例の制定について（市民協働課）**

ア 改正理由

市民活動支援金（立ち上げ支援）の申請要件は、交付を受けようとする団体が設立から2年を経過していないことであるが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、複数の団体が活動を自粛している。これらの団体は、市民活動支援金の初回の申請を逸することで、2回目

及び3回目を含めた合計3回の交付を受けることができないため、令和3年度に限った特例措置を設けていたが、この特例措置を令和4年度まで延長する必要があるため。

イ 改正内容

団体の設立要件を定めた第5条第1項第1号の規定の適用について、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り、「設立から2年を経過していないもの」とあるのを「設立から4年を経過していないもの」とする読替規定を追加する。

(ア) 支援金の内容

回数	上限額	補助率	団体の区分
初回	10万円	10分の10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月1日時点で設立2年未満の団体</li> <li>・特例として認められる場合は4月1日時点で設立から4年未満の団体（令和4年度の申請に限る。）</li> </ul>
2回目 3回目	各5万円		初回の支援金を受けたことのある団体

※ 下線は改正で追加する内容

(イ) 特例の適用要件

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響による活動自粛により、計画した市民活動が実施できなかったと市長が認めたとき。

(ウ) 改正により特例として認める例

a 平成30年度に設立した団体

平成30年度 (団体設立)	令和元年度 (1年経過)	令和2年度 (2年経過)	令和3年度 (3年経過)	令和4年度 (特例年度)
申請なし	申請なし	申請なし (活動自粛)	申請なし (活動自粛)	特例申請可

b 令和元年度に設立した団体

令和元年度 (団体設立)	令和2年度 (1年経過)	令和3年度 (2年経過)	令和4年度 (特例年度)
申請なし	申請なし	申請なし (活動自粛)	特例申請可

ウ 施行期日

令和4年4月1日

(6) 第6号議案 三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例の一部を改正する条例の制定について（市民課）

ア 改正理由

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴い、三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

第2条第7号カ「特許業務法人」を「弁理士法人」に改める。

ウ 施行期日

令和4年4月1日

**(7) 第7号議案 三木市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について（医療保険課）**

ア 改正理由

中学生までを対象としている医療費助成のうち、入院費用の助成を高校生まで拡大することにより、疾病や事故などによる予期せぬ家計負担を軽減し、子育てしやすい環境の整備を図るため。

イ 改正内容

乳幼児等福祉医療事業の対象者を15歳以下から18歳以下に引き上げ、『子ども福祉医療事業』に改称し、新たに高校生等の疾病又は負傷について、入院療養に係る医療保険各法の給付が行われた場合に、当該入院療養に要する費用の全額を助成する。

区分		現行		改正後	
高校生等 16-18歳	入院			○	子ども 福祉医療
乳幼児等 0-15歳	入院	○	乳幼児等	○	
	通院	○	福祉医療	○	

ウ 施行期日

令和4年7月1日

**(8) 第8号議案 三木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について（建築住宅課）**

ア 改正理由

新たに決定を行う東播都市計画地区計画青山7丁目地区地区計画について、条例においても制限として定めるため、三木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を改正する。

イ 改正内容

地区計画の区域として、青山7丁目地区地区計画の地区整備計画区域を追加するとともに、追加する区域に係る建築物の用途等に関する制限を定める。

ウ 施行期日

令和4年4月1日

**(9) 第9号議案 三木市立認定こども園等の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（教育・保育課）**

ア 改正理由

幼保一体化計画の見直しに整合させるため、令和5年度末に廃止予定の幼稚園2園の廃止年月日を改め、当面継続する必要があるとして令和3年9月に廃止年月日を削除した志染保育所について、計画で定めた廃止年月日を定める必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 別表第2中の2施設について、次のとおり廃止年月日を改める。

名称	現行	改正案
三樹幼稚園	令和6年3月31日	令和11年3月31日
自由が丘幼稚園	令和6年3月31日	令和9年3月31日

(イ) 別表第3に次のように廃止年月日を加える。

名称	廃止年月日
三木市立志染保育所	令和17年3月31日

ウ 施行期日

公布の日

**(10) 第10号議案 三木市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について（消防本部）**

ア 改正理由

年金制度の機能強化のための国民年金等の一部を改正する法律が公布され、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例を改める必要があるため。

イ 改正内容

老後の生活を支える年金の受給権保護の観点から年金担保貸付事業の廃止が決定され、令和3年度末で新規貸付の申込受付が終了するため、年金受給権を担保に供することを可能とする規定を削る。

ウ 施行期日

令和4年4月1日

## 2 条例、予算関係以外

(1) 第 11 号議案 市道路線の廃止について（道路河川課）

(2) 第 12 号議案 市道路線の認定について（道路河川課）

市道の新設等による起点又は終点の変更に伴い市道路線の廃止及び新たな市道路線としての認定のほか、宅地造成事業に伴い整備された道路等を、新たに市道路線として認定するに当たり、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

## 3 新年度予算関係【別添「令和 4 年度当初予算（案）の概要」参照】

(1) 第 13 号議案 令和 4 年度三木市一般会計予算

(2) 第 14 号議案 令和 4 年度三木市国民健康保険特別会計予算

(3) 第 15 号議案 令和 4 年度三木市介護保険特別会計予算

(4) 第 16 号議案 令和 4 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計予算

(5) 第 17 号議案 令和 4 年度三木市学校給食事業特別会計予算

(6) 第 18 号議案 令和 4 年度三木市水道事業会計予算

(7) 第 19 号議案 令和 4 年度三木市下水道事業会計予算

## 4 補正予算関係 【別添「令和 3 年度 3 月補正予算（案）の概要」参照】

(1) 第 20 号議案 令和 3 年度三木市一般会計補正予算（第 10 号）

(2) 第 21 号議案 令和 3 年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

(3) 第 22 号議案 令和 3 年度三木市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

(4) 第 23 号議案 令和 3 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

(5) 第 24 号議案 令和 3 年度三木市学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）